

別紙4 関係規程等

1. 地方独立行政法人市立大津市民病院使用料等に関する規程（抜粋）

（駐車場の利用料）

第3条 法人の駐車場の利用料は、無料とする。ただし、次に掲げる者以外の者が駐車場を利用する場合は、別表第2に掲げる利用料を納入しなければならない。

- （1）診療のために来院した者
- （2）法人の主催する研修会、講習会等に参加するために来院した者
- （3）関係機関から公務等により来院した者
- （4）その他院長が認めた者

別表第2（第3条関係）

1回の駐車場の使用に係る利用料は、1日（午前0時から翌日の午前0時までをいい、駐車を開始した日にあつては、駐車場に入庫した時から翌日の午前0時までをいう。以下同じ。）につき1,000円とする。ただし、次の各号に掲げる場合における利用料は、当該各号に定める額とする。

- （1）1日における駐車時間が1時間以内の場合 無料
- （2）1日における駐車時間が1時間を超え3時間以内の場合 300円
- （3）1日における駐車時間が3時間を超え9時間以内の場合 前号の額に3時間を超えて駐車する時間1時間までごとに100円を加算した額

2. 駐車場利用料の無料処理について（平成30年5月7日通知）（抜粋）

2 無料処理の対象者

使用料等に関する規程「（4）その他院長が認めた者」について、次の通りとする。

- （1）入院日
- （2）退院日
- （3）手術日
- （4）小児患者（小学生以下）の付き添い

3. 市立大津市民病院に勤務する職員の立体駐車場（第1駐車場及び第2駐車場）の利用要領（抜粋）

（利用諸条件）

第2条 法人に勤務する職員のうち、利用しようとする日に次の①から④に該当する者は、立体駐車場を1回につき300円で利用することができ、⑤から⑨に該当する者は、無料で利用することができる。

- ①勤務が午後9時以降に及ぶことが予想される職員
- ②看護局の職員で、日勤に引き続き深夜勤務をする職員
- ③妊娠中の職員
- ④院内保育所を利用する職員
- ⑤正規の勤務開始時間が午前7時30分以前の職員
- ⑥正規の勤務開始時間が午後0時15分以降の職員
- ⑦非常勤医師、その他依頼を受けて当院の業務を行う外部の者
- ⑧緊急時に出勤する職員
- ⑨手術部の外傷番